

社会福祉法人滋賀同仁会
あざいやま特定施設入居者生活
介護事業所運営規程

社 会 福 祉 法 人

滋 賀 同 仁 会

社会福祉法人滋賀同仁会あざいやま特定施設入居者
生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人滋賀同仁会（以下「事業者」という。）が開設するあざいやま特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、計画作成者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「介護サービス等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、事業所内の計画策定担当者が利用者又はその家族と協議したうえで作成する特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じた適切なサービスが提供されるよう努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携に努める。
 - 3 前2項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月22日大津市条例第15号）、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年3月22日大津市条例第16号）の規定を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 あざいやま特定施設入居者生活介護事業所
- (2) 所在地 滋賀県大津市本宮二丁目6番22号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

る。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 生活相談員 2人以上

利用者及びその家族への生活相談や必要に応じた指導助言を行うとともに緊急時の対応に当たる。

(3) 計画作成担当者 1人以上

介護支援専門員の資格を有する者で利用者の特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の作成等を行う。

(4) 介護職員 15人以上

利用者の自立支援及び日常生活支援のための全般にわたる介護を行う。

(5) 看護職員 2人以上

利用者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し又はその減退を防止するための訓練を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 事業所の入所定員、居室数は次のとおりとする。

(1) 入所定員 105人

(2) 居室数 55室

(事業の内容及び利用料)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の事業所内での生活支援及び生活相談

(2) 居室を巡回する安否確認

(3) 事故や災害等の緊急時対応

(4) 特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の作成

2 介護サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

3 前項のほか次に掲げる費用を利用者から徴収する。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用

(2) 日常生活費のうち、おむつ代等利用者が負担することが適当と認めら

れる費用

- 4 第3項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(利用に当たっての留意事項)

第7条 利用に当たって利用者は次の各号を順守する。

- (1) 利用者は、事業所内の清潔、整理整頓、感染症予防など安全管理及び衛生環境の保持のために事業所に協力する。
- (2) 利用者本人の疾病又は健康管理に関することは、主治医及び事業所看護職員の指導助言を聞き入れる。
- (3) 事業所において定められた生活に関するルールを順守する。

(禁止行為)

第8条 利用者は事業所で次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 宗教及び信条の相違等で他人を攻撃したり、又は自己の利益のために他人の自由を侵害すること。
- (2) 喧嘩、口論、飲酒、喫煙等で他人に迷惑をかけること。
- (3) 事業所の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いる、又は喫煙すること。
- (5) 故意に事業所の施設及び施設備品に損害を与え、又は施設備品等を持ち出すこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業者は、介護サービス等を提供中に利用者の病状に急変が生じた場合若しくはその他必要な場合には、速やかに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、主治医に連絡する等諸関係機関と連携を図る等必要な措置を講ずるものとする。

(身体拘束)

第10条 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合は、本人又はその家族同意の下、本人又は他の利用者等の生命や身体が危険にさらされて、他に代替する介護等がなく、かつ、その行動制限が一時的であることの全てを満たしたときにやむを得ず行うこととする。

- 2 身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

- 3 身体拘束委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、身体拘束の廃止に関する指針を策定し、心身の拘束につながるサービスの排除や問題解決等に向けた身体拘束等の適正化のための研修を定期的で開催するものとする。また、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化に関する研修を行うものとする。

（虐待の防止）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的で開催し、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- （2）虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- （3）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的で開催する。
- （4）虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は、管理者は速やかに市町村等関係機関に報告し、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、虐待防止検討委員会にて協議を行い、その内容について市町村等関係機関に報告するとともに、従業者に対し周知徹底し、再発防止に努める。
- （5）上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情対応）

第12条 事業者は、事業の提供等に係る苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応する。

- 2 事業者は、利用者が苦情の申し立てを行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをしてはならない。
- 3 事業者は、苦情の申し立てがあった場合にはその内容を記録し、サービスの質の向上に向け必要な対策を講ずるものとする。

（協力医療機関等）

第12条の2 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるにあたっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - （1）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

- (2) 事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 5 事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時の対応について協議を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第13条 事業者は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること
- (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 事業者は、利用者に対する介護サービス等の提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処理を記録するとともに、その原因を究明し再発防止のための対策を講じなければならない。
- 4 利用者に対する介護サービス等の提供により、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防法に準拠した防災計画を定めるとともに、

避難、救出その他の必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 事業者は、前項の訓練の実施に際し、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(居室替えの対応)

- 第15条 事業者が行う介護サービス等の提供のため居室替えを行う場合は、利用者の身体・精神上及び要支援、要介護状態等を確認し、本人及びその家族の意思確認の上、承諾を得た後、その状態に対し適切な介護サービス等が実施可能な居室への移動を行う。
- 2 利用者が要支援、要介護状態の区分の変更等で現行の居室での対応が困難な時は、本人及びその家族の同意を得た上で居室の変更を行う。

(衛生管理等及び感染症対策)

- 第16条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
 - (4) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(口腔衛生の管理)

- 第16条の2 事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(個人情報保護)

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(地域等との連携)

第18条 事業者は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(暴力団排除)

第19条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメント)

第21条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第21条の2 事業者は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

(掲示)

第21条の3 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示するものとする。

2 事業者は、前項の重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(電磁的記録)

第22条 事業者及び従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されているものまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものをいう。）によりこれを行うことができる。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を確保するものとし、又、業務体制を整備する。

2 事業者は、入所者に対する処遇に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人滋賀同仁会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人滋賀同仁会指定特定施設入居者生活介護事業所運営規程（平成18年10月1日施行）及び社会福祉法人滋賀同仁会指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所運営規程（平成24年3月9日施行）は廃止する。

付 則

この規程は、令和3年10月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 1 この規程のうち、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年条例第15号）に基づき改定した、第11条、第20条、第23条第2項の規定は、施行日から令和6年3月31日までの間は努力義務規定とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。但し、第21条の3第2項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程のうち、第16条の2及び第21条の2の規定は、施行日から令和9年3月31日までの間は努力義務規定とする。

備 考

- 1 平成21年3月25日一部改正（平成21年4月1日施行）
- 2 平成22年3月26日一部改正（平成22年4月1日施行）
- 3 平成24年11月26日一部改正（平成24年12月1日施行）
- 4 平成25年5月28日一部改正（平成25年6月1日施行）
- 5 平成25年10月16日一部改正（平成25年10月17日施行）
- 6 平成26年1月27日一部改正（平成26年1月28日施行）

- 7 平成27年7月24日一部改正（平成27年8月1日施行）
- 8 平成28年9月2日一部改正（平成28年9月2日施行）
- 9 平成29年10月4日一部改正（平成29年10月4日施行）
- 10 平成30年7月31日一部改正（平成30年8月1日施行）
- 11 令和元年10月9日一部改正（令和元年7月1日施行）
- 12 令和2年4月1日全部改正（令和2年4月1日施行）
- 13 令和3年10月19日一部改正（令和3年4月1日施行）
- 14 令和6年5月28日一部改正（令和6年4月1日施行）